〇地域ケア会議事例提供について

# 介護保険制度における自立支援の理念

介護保険法第２条第２項には、介護保険における保険給付が「要介護状態又は要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するように」行われるべきことが規定されており、また、第４条には国民の努力及び義務として、「自ら要介護状態となることを予防するため・・・常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、その有する能力の維持向上に努める」こととされています。

# 地域ケア会議とは

住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活が継続できるよう、地域の支援者を含めた多職種による専門的視点を交えて、適切なサービスにつながっていない高齢者の支援や、地域で活動する介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントを支援するとともに、個別ケースの課題分析等を通じて地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくり、更には介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげることを目指すものです

# 自立支援ケア会議の位置づけ

地域ケア会議には５つの機能があり、個別ケースの課題解決を出発点として、社会基盤の整備を図っていく仕組みとなっています。そのため、出発点となる個別ケースの支援内容の検討の過程において、自立支援に資するケアマネジメントの普及と関係者の共通認識を図ることや地域課題の発見につなげるための手段です。

1. 個別課題解決機能　②地域包括支援ネットワーク　③地域課題発見機能

④ 地域づくり・資源開発機能　⑤施策形成機能

# 事例の選定

原則要支援１，２及び要介護１　　　　**※関係する事業所へ、参加の声かけをお願いします。**

# 準備資料について

1. 利用者基本情報
2. 基本チェックリスト
3. 栄養・口腔アセスメント
4. 課題整理総括表
5. 介護予防サービス-支援計画表　または　居宅サービス計画書（１）（２）
6. 週間サービス計画表
7. 服薬内容
8. 血液検査結果（あれば）
9. 個別支援計画書・・・サービス提供事業所より

１０.　主治医意見書【保険者（町）準備】

実施日時

2020年　　　月　　　日（火）　　午後　　　時　　分　～　　時　　　分　予定

〇ケアプランチェックの実施について

|  |
| --- |
| 介護保険法  （目的） 第一条  この法律は、**加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等**により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が**その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう**、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。 |

# ケアプランチェックの目的

地域ケア会議での助言をもとに、「ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ、自立支援に資する適切なものとなっているか」を、介護支援専門員とともに確認し、アセスメントの結果導き出された課題を解決し、利用者が望む生活に近づくための具体的で効果的な支援方法や、利用者が目指す目標をより具体化するために実施します。

# 追加提出書類

* ケアプランチェックシート
* サービス担当者会議の要点
* 支援経過（担当者会議の前後含めて約１年分程度）
* サービス利用票（兼居宅サービス計画書）
* サービス利用票別表
* アセスメント表
* モニタリング表（支援経過にモニタリング結果が記載されている場合は不要）

# タイムスケジュール

　追加資料提出締切　　　　　令和元年　　　月　　　　日（　　　）

　ケアプランチェック面接　　 　　　　　　　　　　　月　　　　日（　　　）

〇地域ケア会議実施後の評価について

地域ケア会議での助言に基づき、評価をお願いします。